

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第157号
令和7年3月25日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

測量業者登録からの暴力団排除の推進について（通達）

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号）が令和6年6月12日に成立し、同法による改正後の測量法（昭和24年法律第188号）において、測量業登録に係る欠格事由に暴力団排除条項が整備され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、警察庁においては、暴力団排除を推進するため、国土交通省と協議の上、別添1「測量業者登録からの暴力団排除に関する合意書」のとおり合意し、令和7年4月1日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察において事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関しては、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長から別添2「測量業者登録からの暴力団排除について」（令和7年3月25日付け国不建振第183号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの
- (3) 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

ア 測量業者の登録、更新又は変更登録の申請における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合、測量業者の登録を受けようとする者又は測量業者（以下「登録申請者等」という。）が1の排除対象者に該当するか否かについて、北海道開発局及び地方整備局における測量業者の登録を担当する課の長（以下「建設産業担当課長」という。）から登録申請者等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、

文書（別添合意書別記様式第1号）により照会が行われる。

イ 照会を受けた暴力団対策主管課長等は、当該登録申請者等が1の排除対象者に該当するか否かについて確認し、該当の有無について、建設産業担当課長に対し、速やかに文書（別添合意書別記様式第2号）により回答すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、測量業者が1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、当該測量業者の所在地を管轄する建設産業担当課長に対し、合意書別記様式第3号により速やかに通知すること。

3 保護対策

暴力団対策主管課長等は、北海道開発局及び地方整備局における測量業者の登録を担当する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言及び指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別添2は省略

測量業者登録からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第156号
国不建振第183号
令和7年3月25日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
服部 準

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
城麻実

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号）が令和6年6月12日に成立し、同法による改正後の測量法（昭和24年法律第188号）における暴力団排除に関する条項に基づき、測量業者からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と国土交通省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と北海道開発局及び地方整備局における測量業者の登録を担当する課（以下「建設産業担当課」という。）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

建設産業担当課は、測量業者の登録、更新又は変更登録の申請における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、警察に対して、測量業者の登録を受けようとする者又は測量業者（以下「登録申請者等」という。）が排除対象者に該当するか否かについて照会するものとする。また、警察は、建設産業担当課からの照会に対して当該登録申請者等が排除対象者に該当するか否かについて回答するものとする。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの
- (3) 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 照会及び回答の要領

(1) 照会

建設産業担当課の長（以下「建設産業担当課長」という。）は、登録申請者等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、登録申請者等が2の排除対象者に該当するか否かについて、文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該登録申請者等が排除対象者に該当するか否かを確認し、該当の有無について、建設産業担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、排除対象者に該当するか否かの確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、建設産業担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

(3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会以外で、測量業者が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、当該測量業者の所在地を管轄する建設産業担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(4) 当該登録申請者等への通知

暴力団対策主管課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、建設産業担当課長は、登録申請者等に対し、その理由を付した登録拒否通知の発出その他必要な措置を執るものとする。

4 照会等に関する留意事項

(1) 暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下、同じ。）の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、書留郵便による送付をもって行うことができるものとする。

(2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

なお、電磁的記録媒体を用いて照会する場合は、当該登録申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.csv）により記録したものをを用いるものとする。

5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、測量業者からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による測量業者への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、建設産業担当課の職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び国土交通省において、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略